

エコ農産物マークで

エコ農業者の優しさを 消費者へ伝えませんか



エコ農産物は、エコ農業者及びエコ農業推進団体がたい肥などによる土づくり、化学肥料や化学農薬の低減を一体的に行う生産方式により栽培した農産物です。

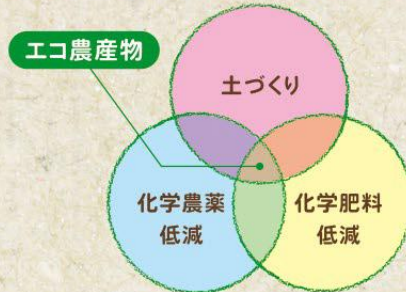
※石川県では、エコ農産物についての統一的なマークと表示ルールを定め、生産者の努力を的確に消費者に伝えるため、「**エコ農産物表示制度**」を実施しています。

エコ農産物とは？

石川県知事が認定したエコ農業者及びエコ農業推進団体が認定を受けた栽培方法に従って栽培した農産物のことをいい下記の条件を満たすものです。

〈エコ農産物の条件〉

- たい肥などで健全な土を作る。
- 有機質肥料などで化学肥料の使用量を通常の3割以上減らす。
- 機械除草などで化学農薬の使用量を通常の3割以上減らす。



[エコ農産物マーク]



石川県エコ農産物
認定番号 認定者名

エコ農産物マークを使用するには？

- ◎ エコ農産物マークは、エコ農業者及びエコ農業推進団体または小分け業者（販売業者）が、県からの使用許可を受けて、エコ農産物の条件にあったものについて、自らの責任で使用します。
- ◎ マークの使用許可を受けたいエコ農業者及びエコ農業推進団体は各地域の農林総合事務所企画調整室へ、小分け業者（販売業者）は県生産流通課へそれぞれ使用許可申請書を提出し、許可を受けて下さい。
- ◎ エコ農産物マークの使用時には、使用許可を受けたエコ農業者及びエコ農業推進団体または小分け業者の名称等を記載します。

環境にやさしい農業者を支援します

石川県では、環境にやさしい農業の普及・拡大を目指して、平成12年から、土づくり、化学肥料及び化学農薬の低減を通して、環境にやさしい農業に取り組む農業者のみなさんを「**エコ農業者**」として認定し、支援しています。

※石川県では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて県から認定を受けた農業者を「**エコ農業者**」と呼びます。(全国では「エコファーマー」)

※また、石川県エコ農業推進団体認定要領に基づいて県から認定を受けた農業者の団体を「**エコ農業推進団体**」と呼びます。

エコ農業者及びエコ農業推進団体になるには？

◎環境にやさしい農業を実施するための技術は、次の三つに区分されます。

1 土づくり

たい肥、緑肥作物などの導入

2 化学肥料の削減

局所施肥、有機質肥料の利用など

3 化学農薬の削減

機械除草、マルチ栽培など

通常の3割以上減らす計画とします

◎**エコ農業者**になるには、①～③の三つの区分からそれぞれ一つ以上の技術を組み合わせた「導入計画」(目標5年後)を作成し、各地域の農林総合事務所企画調整室に提出します。

※申請は **5月～8月** **11月** **2月** の各月1日から末日まで受け付けており、認定は無料です。

※認定は **5年間有効** であり、内容を見直して再度認定を受けることができます。

◎**エコ農業推進団体**になるには、①～③の三つの区分からそれぞれ一つ以上の技術を組み合わせた栽培体系を作成し、「エコ農業推進団体認定申請書」とともに、各地域の農林総合事務所企画調整室に提出します。

※認定の対象となるのは、**3戸以上の農業者** によって組織され、共同で出荷・販売を実施する団体。

※申請は随時受け付けており、認定は無料です。

※**認定期間がなく** (エコ農業者は5年間)、変更がなければ更新の必要がありません。

◎県は、申請内容が適切であると判断したときには、「**エコ農業者**」及び「**エコ農業推進団体**」として認定し、認定証を交付します。

エコ農業者及びエコ農業推進団体のメリット

1 「エコ農産物マーク」の使用(裏面参照)

2 農業改良資金(無利子)の貸し付け(エコ農業者のみ)

申請書受付窓口	住所	電話番号
南加賀農林総合事務所	小松市園町ハ108-1	0761-23-1707
石川農林総合事務所	白山市馬場2-113	076-276-0528
県央農林総合事務所	金沢市直江南2-1	076-239-1750
中能登農林総合事務所	七尾市小島町二部33	0767-52-2583
奥能登農林総合事務所	輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2320

●制度の詳しい内容等に関するお問い合わせ先

石川県農林水産部生産流通課
Tel.076-225-1622 Fax.076-225-1624

●インターネットでも情報が御覧になれます。

https://www.pref.ishikawa.jg.jp/nousan/eco/eco_nougyousha.html